

一般競争入札を行うので、江別市契約に関する規則（昭和43年規則第1号）第3条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和7年11月14日

江別市長 後 藤 好 人

記

1 入札に付する事項

(1) 件名

市有財産（水槽付消防ポンプ自動車）の売払い

(2) 数量

1台

(3) 概要

ア 内容	解体を条件とした水槽付消防ポンプ自動車の売払い
イ 車名	日野
ウ 型式	BDG-GX7JGWA 改
エ 車台番号	GX7JGW-10528
オ リサイクル券番号	0710-0184-5662
カ 自動車登録番号	札幌 830 す 107
キ 初年度登録年月	平成20年12月
ク 寸法	全長 687 cm×全幅 229 cm×全高 294 cm
ケ 車両重量	8,570 kg
コ 走行距離	67,972 km（令和7年10月31日現在）
サ 定格出力	6.40kw
シ 車検有効期間	令和8年12月16日

2 入札参加者の資格

個人又は法人とする。ただし、次の事項に該当しない者であること。

- (1) 契約を結ぶ能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ていない者
- (3) 入札に参加しようとする者を妨害し、又は入札の公正な執行を妨げたと認められる者
- (4) 江別市暴力団排除条例（平成25年条例第38号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は第7条第1項に規定する暴力団関係事業者に該当すると認められる者

- (5) 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）に基づく「引取業者」の登録がされていない者
- (6) その他、市長が不適格と認めた者

3 申込方法

本件入札に参加しようとする者は、次のとおり申請書類を提出しなければならない。

(1) 申請書類

- ア 「一般競争入札参加申込書」
 - イ 「入札保証金返還請求書兼還付金振込先連絡票」
 - ウ 住民票（個人の場合）（発行後3か月以内のもの）
 - エ 印鑑登録証明書（個人の場合）（発行後3か月以内のもの）
 - オ 法人登記簿謄本（法人の場合）（発行後3か月以内のもの）
 - カ 代表者の印鑑登録証明書（法人の場合）（発行後3か月以内のもの）
- なお、共有の場合は共有者全員について、上記ウ及びエ又はオ及びカの書類。

(2) 申込受付期間

令和7年11月14日（金）から令和7年12月1日（月）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日（以下「祝日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで。受付期間を過ぎたものは受け付けない。

(3) 申込受付場所

〒069-0817 江別市野幌代々木町 80 番地の 8 江別市消防本部警防課（装備担当）

(4) 提出方法

郵送又は持参により提出。郵送の場合は、配達記録が残る方法で送付し、受付期間内に必着とする。なお、ファクシミリ又は電子メールによるものは受け付けない。

4 入札保証金

本件に参加しようとする者は、次のとおり入札保証金を納付すること。

(1) 入札保証金の額

見積る契約金額（消費税等相当分を含んだ額）の100分の5以上（円未満切上げ）

(2) 納付方法及び納付期限

- ア 納付方法
銀行振込
- イ 納付期限
令和7年12月11日（木）

(3) 入札保証金の取扱い

入札完了後、落札者を除き、入札者が指定する口座に還付する。また、落札者の入札保証金は、売買契約を締結する際の契約保証金に充当する。

5 入札の日時及び場所

- (1) 日時
令和7年12月12日（金）午前9時30分
- (2) 場所
江別市消防本部（江別市野幌代々木町80番地の8）

6 入札方法等

- (1) 本入札は入札を郵便で行う郵便入札であり、入札書は郵送（簡易書留）のみ受け付けるものとし、持参による入札は受け付けない。
- (2) 入札受付期間
令和7年12月4日（木）から令和7年12月11日（木）まで
- (3) 送付先
〒069-0817 江別市野幌代々木町80番地の8 江別市消防本部警防課（装備担当）
- (4) 入札者は、所定の入札書に必要事項を記入し、封筒に入れて提出しなければならない。
- (5) 落札決定に当り、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 本入札は、一般競争入札により当市が定める予定価格以上の金額で、最高の価格をもって入札した者と売買契約を締結する。なお、せり売りではない。
- (7) 開札は、内封筒が未開封であることを立会人が確認した後直ちに行う。
- (8) 落札者となるべき入札者が2人以上いる場合、くじ引きにより落札者を決定する。
- (9) 提出済みの入札書は、事由のいかんに関わらず、その内容を変更することができない。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 江別市契約に関する規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (2) 本告示に示した条件を満たさない者が行った入札
- (3) 申請書類について虚偽の記載をした者が行った入札

8 入札物品見学会の日時及び場所

下記の日程で行う。可能な限り物品を確認することとし、見学する場合は必ず見学希望日の前日までに江別市消防本部警防課に電話連絡の上、日程調整を行うこと。

- (1) 日時
令和7年11月17日（月）から令和7年11月21日（金）までの午前9時から午後5時までとする。なお、正午から午後1時までを除く。

- (2) 場所
江別市消防本部（江別市野幌代々木町 80 番地の 8）
- (3) 連絡先
江別市消防本部警防課（装備担当）（電話番号：011-382-5431）

9 契約保証金

- (1) 本件入札により落札した者は、次のとおり契約保証金を納付すること。
 - ア 契約保証金は、落札金額の 100 分の 10（円未満切上げ）とする。
 - イ 契約保証金には納付済みの入札保証金を充当することとする。
 - ウ 落札した者は、契約保証金から納付済みの入札保証金を差引いた額を、当市が指定する方法により納付するものとする。
- (2) 契約保証金は、売買代金から既に納入した契約保証金を除く売買代金を完納したときに、当市において売買代金の一部に充当する。
- (3) 落札した者が売買代金を完納しないときは、契約保証金は江別市に帰属する。

10 契約書作成の要否 要

11 契約締結及び売買代金の納入

- (1) 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。
- (2) 売買契約の締結は、落札決定の日から 7 日以内に行うこと。期日までに契約ができないときは、落札決定を取り消す。
- (3) 売買契約の締結は、一般競争入札参加申込書に記載された名義で行う。
- (4) 売買代金は、市が発行する納入通知書により、納入通知書の発行日から 14 日以内に納入することとし、売買代金の分納は認められない。
- (5) 期限までに売買代金が納入されなかった場合は、契約は無効となる。

12 物品引渡し及び所有権移転

- (1) 物品引渡し
当該物品の引渡しは、令和 7 年 12 月以降。
- (2) 所有権移転
当該物品の所有権は、売買代金の全額納付及び引渡しが完了した時をもって、落札者へ移るものとする。なお、落札者は、所有権移転後、速やかに永久抹消登録に係る手続き及び自動車リサイクル法に基づく引取報告を行うこととし、これらに要する経費及び搬送等に係る経費は、落札者の負担とする。

13 その他

- (1) 入札参加者は、本告示書を熟読し遵守すること。
- (2) 入札参加者は、入札に関し市の担当者の指示に従うこと。
- (3) 本告示書に定めのない事項は、全て地方自治法、同法施行令及び江別市契約に関する規則の定めるところによって処理する。

以上